

宮崎市長 殿

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業の施設等利用費
【令和 年 月 ～ 令和 年 月 分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 申請者と認定子どもが、宮崎市内に居住していることを宮崎市が住民基本台帳で確認すること。
- 実際に利用していることを宮崎市が対象施設に確認すること。
- 利用料の支払い状況を宮崎市が対象施設に確認すること。
- 必要に応じて宮崎市が保有する個人情報及び特定個人情報（マイナンバーによる情報連携を含む）を利用すること。
- 宮崎市へ提出された請求書および請求書添付書類については、返却されないこと。
- 審査により請求額と実際の給付額が異なる場合があること。

1. 請求者（施設等利用給付認定保護者）※氏名は請求される方ご自身が自署してください。

フリガナ		〒	-
氏名 (自署)		現住所	
電話番号	-	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日

2. 認定子ども（認定子どもごとに申請してください）

フリガナ		生年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
氏名		認定種別	<input type="checkbox"/> 新2号 <input type="checkbox"/> 新3号
		認定者番号	
令和 年 月 ～ 令和 年 月 の間の住所		<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した	
転入または転出に該当する場合は、転入・転出日を記入		令和 年 月 日	

3. 振込先（希望する償還払いの振込方法を選択・記入してください）

 公金受取口座を利用する

※請求者と個人番号の名義が一致する場合のみ、公金受取口座をご利用いただけます。それ以外の場合は振込口座指定をご利用ください。

 振込口座を指定する →

区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 継続 ←	「継続」の場合も、口座名義に変更がないか等お確かめの上、必ずご記入ください。			
金融機関名			預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座			
銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店 出張所	口座番号					
		口座名義 (フリガナ)					

※「継続」以外の場合は、キャッシュカードまたは通帳の写しをご提出ください。

4. 委任状（「1. 請求者」と「3. 振込先」の口座名義が異なる場合に記入してください）

委任状	
令和 年 月 日	
宮崎市長 殿	
私は、本請求書における施設等利用費の受領に関する権限の一切を、下記のとおり委任します。	
委任者 (請求者)	住所 氏名 (印)
受任者 (振込先口座名義)	住所 氏名 (印)

<必ず裏面も記入してください>

(裏面)

5. 利用した施設・事業（複数の施設・事業を利用した場合は全て記入してください）

①	フリガナ		所在地	〒	-	
	施設・事業名			電話：	-	-
	契約している利用料※1	<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額	円	<input type="checkbox"/> 時間額
②	フリガナ		所在地	〒	-	
	施設・事業名			電話：	-	-
	契約している利用料※1	<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額	円	<input type="checkbox"/> 時間額
③	フリガナ		所在地	〒	-	
	施設・事業名			電話：	-	-
	契約している利用料※1	<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額	円	<input type="checkbox"/> 時間額

※ ①～③に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、別紙「7. 利用した施設・事業」に続きを記入してください。

※1 該当箇所に✓を記入のうえ、金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□に✓を記入し、算定した月額相当分を記入してください。

6. 利用した施設・事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳

利用年月	認可外保育施設に支払った金額(保育料)(a)※2	一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業に支払った合計利用料(b)	支払額合計(c=a+b)	給付上限額(d)※3	請求額(cとdを比較して小さい方)
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円

※ 利用料及び請求額に保育料以外の費用(特定費用等)を含めないでください。

※ **6カ月以上の請求をする場合は**、別紙2「8. 利用した施設・事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳」に続きを記入してください。

※ **チェックリスト**を参考の上、(a)(b)の金額を証明する書類(特定子ども・子育て提供証明書等)を添付してください。

※2 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。(小数点以下切り捨て。以降同様の取扱いです。)

※3 月額上限額は、新2号認定の場合は月額37,000円、新3号認定の場合は42,000円です。※4

途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額上限額は次のとおりとなります。

・途中で認定期間が終了する場合の限度額

：37,000(42,000)円× 月から宮崎市での認定終了までの日数÷その月の日数

・途中で認定期間が開始される場合の限度額

：37,000(42,000)円× 宮崎市での認定開始から月末までの日数÷その月の日数

※4 宮崎大学教育学部附属幼稚園、清武幼稚園、又は倉岡幼稚園と認可外保育施設等を併用している場合は、次のように上限額を読み替えてください。

37,000円→11,300円、42,000円→16,300円。

事務処理欄 以下につきましては市の方で記入しますので、記入の必要はありません。

給付決定合計額①	円
----------	---